

内容見本 (A5判縮小)

6

第1章 借地上建物の朽廃・滅失

Q2 建物朽廃と賃借権譲渡許可

Q 借主から、借地上の建物を第三者に譲渡したいので賃借権譲渡について承諾してほしいと言われました。建物は非常に老朽化しており、第三者がこれを取得した場合、建て直そうすることは明らかなので、譲渡を認めたくありません。借主は、裁判も視野に入れているようですが、裁判では賃借権の譲渡が許可されてしまうのでしょうか。

A 旧借地法の適用がある借地契約において、借地上の建物が朽廃に近い状態であり、今後短期間のうちに朽廃の状態に到達して借地権も消滅する可能性が高い場合には、裁判所が承諾に代わる許可をしない可能性があります。

解説

1 借地上の建物譲渡に関する貸主の承諾

借地契約について、借主が賃借権を第三者に譲渡する場合、貸主の承諾が必要となります(民612①)。借主が借地上の所有建物を第三者に譲渡しようとする場合には、賃借権も従たる権利(民87②準用)として一緒に移転しますので、この場合にもやはり、借主は、賃借権の譲渡について、貸主の承諾を得ることが必要になります。

2 貸主が賃借権譲渡の承諾をしない場合の承諾に代わる許可

賃借権譲渡について貸主が承諾をしない場合、借主は、裁判所

第2章 借地上建物における条件の変更 155

【事例30】借地上の給油施設を自転車販売店舗に変更する場合、借主はどのような財産上の給付を貸主に支払わなければならぬか

(大阪地決平30・1・12判タ1448・176)

判旨

本件借地契約は当初より堅固建物所有目的であり、建物の用途・規模が変更されたものであるところ、使用容積等の観点から更地の最有效使用を実現するものではないこと、その他各事情等から、財産上の給付として、更地価格の6%の承諾料が適正である。

事案の概要

借主Xと貸主Yとの間では、以下の内容の本件土地の借地契約が存在する。

・契約締結日 昭和38年10月15日

・保証金 2,000万円

・存続期間 契約締結後30年

・契約の更新 平成5年10月15日

・現存建物 種類 給油所

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造陸屋根2階建
規模 高さ6m2階建

用途 事業用(給油販売所)

Xとしては、既存給油所施設の老朽化が進み、全面改修を行ったとしても、黒字化することは困難な状況であった。そのため、既存施設

Q19 借地上の建物の担保設定と賃借権譲渡

Q 土地を借りて、倉庫を建てて使用していますが、今回、債権担保のためにその倉庫に譲渡担保を設定しようと考えています。登記名義を移転させるので、譲渡担保を設定した際に賃借権譲渡の許可の裁決を得る必要があるのでしょうか。

A 借地上の建物に譲渡担保を設定する場合、借地上の建物においては、所有権移転の形式をとりますので、賃借権もそれに伴って譲渡されるように思われます。しかし、譲渡担保は、実際には譲渡担保権設定者がその後も借地上の建物を利用し、債務不履行がなければ、実行されることはありません。そこで、判例では、譲渡担保について、設定時においては、民法612条にいう「譲渡又は転貸」には当たらないとされています。したがって、譲渡担保権設定時に賃借権譲渡の許可の裁決を得ておく必要はありません。

解説

1 形式的な借地上の建物の所有権移転を伴う借地上の建物に対する担保の設定と賃借権の譲渡

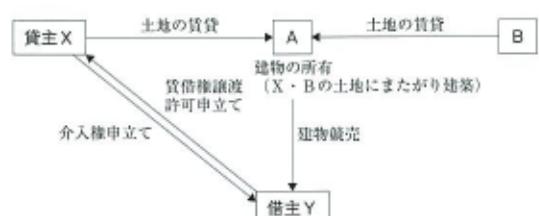
譲渡担保契約や買戻特約付売買契約など、債権の担保として行われるもの、形式的に所有権の移転がなされるだけであり、実態としては担保権設定が目的である契約(以下「譲渡担保契約等」といいます)があります。

借地上の建物について、所有権が移転された場合には、それに伴つ

の部分についてはXに占有権原がなく、かつ、同部分の利用について、今後BとXとの協議に委ねることは、本件建物の権利関係を複雑かつ不安定なものにするといわざるを得ないとして、却下した。

Xは不服として抗告したが、抗告審も、Xが所有していない本件隣接土地の上にある建物部分についてまでXが譲渡を受けることを許容し、その結果として、Bの承諾なく本件隣接土地の賃借権をXに譲渡又は転貸させ、競売により本件建物全体を買い受けたYの賃借権譲渡許可の申立てを認めないのは、XとYの利害調整の観点から妥当なものとはい難い等として、抗告を棄却した。

これに対して、Xが抗告許可を申し立て、抗告審が許可した。



裁判所の判断

本決定は、以下のとおり述べて、Xの抗告を棄却した。

賃借権の目的である土地と他の土地とにまたがって建築されている建物を競売により取得した第三者が、借地借家法20条1項に基づき、賃借権の譲渡の承諾に代わる許可を求める旨の申立てをした場合において、貸主が、借地借家法20条2項、19条3項に基づき、自ら当該建物及

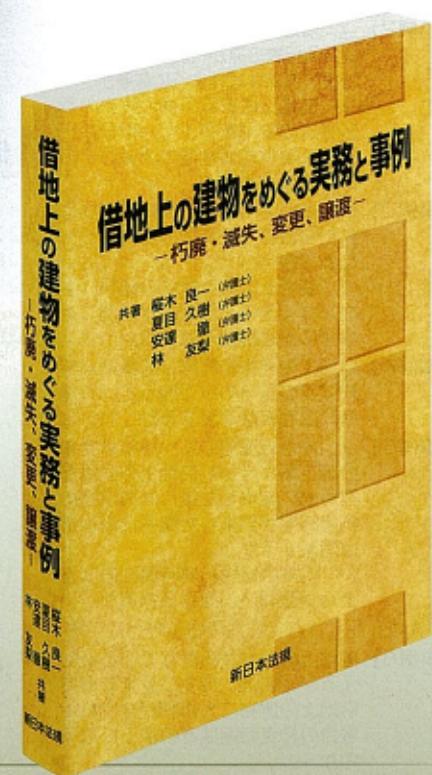
借地上の建物をめぐる
トラブルの留意点がわかる!
借地上の建物等をめぐり発生する



借地上の建物をめぐる 実務と事例

—朽廃・滅失、変更、譲渡—

共著 横木 良一(弁護士)
夏目 久樹(弁護士)
安達 徹(弁護士)
林 友梨(弁護士)



A5判・総頁376頁

本体価格 4,400円+税
送料実費

webショップ
新日本法規 Web で検索

(電子版) 本体価格 3,600円+税

電子書籍も
発売!!

0120-089-339

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

f 公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章

借地上建物の朽廃・滅失

第1 Q & A

- Q1 建物の朽廃による借地権消滅
Q2 建物朽廃と賃借権譲渡許可
Q3 建物滅失の場合の借地契約更新
Q4 建物滅失の場合の再築と借地期間
Q5 建物滅失と対抗要件
Q6 更新後の再築許可の裁判

第2 事例

1 建物の朽廃と借地権の消滅

【事例1】構造部分に全面的な補修を必要とする借地上の建物は朽廃しているか

【事例2】① 借地上にある数棟の建物のうち主たる建物のみが朽廃した場合に借地権の消滅はどのようになるか

② 借地上にある1棟の建物のうち独立の効用を有する一部分が朽廃した場合に借地権の消滅はどのようになるか

【事例3】① 借地上の建物に大修繕がなされた場合の朽廃時期はどのようになるのか

② 借地上にある複数の建物に主従がなくその一部のみが朽廃した場合に借地権は消滅するか

【事例4】借地上の建物が朽廃し新築禁止特約違反の建物のみが残っている場合に借地権は消滅するか

【事例5】① 貸主の反対にもかかわらず増改築工事が行われ借地上の建物が実質的に滅失した後に滅失建物の朽廃時期が到来した場合に借地権は消滅するか

② 将来の建物朽廃時期における土地明渡判決が認められるか

2 大修繕がなされた場合の朽廃の認定期間

【事例6】借地上の建物が朽廃しているといえるか。また、貸主の承諾を得て借地上の建物に大修繕がなされた場合の朽廃時期はどのようになるのか

【事例7】貸主の反対にもかかわらず借地上の建物に大修繕がなされた場合の朽廃時期はどのようになるのか①

【事例8】何らの修繕も行わず放置していた借地上の建物に、貸主の反対にもかかわらず大修繕がなされた場合の朽廃時期はどのようになるのか②

【事例9】貸主の容認なく借地上の建物に大修繕がなされた場合の朽廃時期はどのようになるのか

3 朽廃における賃借権譲渡許可

【事例10】借地上の建物が朽廃に近い場合に賃借権譲渡許可にはどのような影響があるか

4 建物滅失の場合の借地契約更新

- 【事例11】使用継続による借地契約の法定更新前に滅失した借地上の建物の朽廃すべかりし時期か更新後に到来した場合に借地権は消滅するか
- 【事例12】借地上の建物が借地期間満了までわずかの時期に滅失し貸主が借主による再築に異議を述べた場合、更新時の正当事由判断にはどのような影響があるか

- 【事例13】貸主の責めに帰すべき事由によって借地上の建物が存在である場合に借主は借地契約の更新請求ができるか

5 旧借地法7条における建物の滅失の時期

- 【事例14】旧建物を完全に取り壊す前に新建物の建築を進めた場合であっても旧借地法7条の適用はあるか

6 建物滅失と対抗要件

- 【事例15】建物滅失後の借地借家法10条2項所定の掲示を第三者が撤去した場合に借地権の対抗力はどうになるか

第2章

借地上建物における条件の変更

第1 Q & A

- Q7 借地条件の変更とは
Q8 借地条件の違反
Q9 借地条件と増改築禁止特約の関係
Q10 借地条件変更の裁判手続
Q11 借地条件変更の裁判における判断要素

第2 事例

1 堅固建物と非堅固建物の判断基準

- 【事例16】特定の規格建物建築を特約とした借地契約につき堅固建物の建築による用法特約違反を理由として解除が認められるか

2 堅固建物所有目的の合意

- 【事例17】非堅固建物所有目的の借地契約にもかかわらず、堅固建物が建築された場合、堅固建物所有目的への変更の合意が成立するか

- 【事例18】借地契約に「鉄筋を含む建物の新築を承諾する」特約がある場合、堅固建物所有目的といえるか

3 借地条件変更と増改築許可の関係

- 【事例19】借地条件変更の裁判を得た借主が、申立てと異なる規模、構造、用途の建物を建築することができるか

4 借地条件の違反

- 【事例20】行政命令により堅固建物へ改築した場合、用法違反の違法性は阻却されるか

- 【事例21】非堅固建物所有を目的とする借地契約において、堅固建物を新築した場合、契約解除が認められるか

5 借地条件変更申立ての当事者

- 【事例22】借主が貸主に無断で堅固建物を建築した後に、貸主から借地条件変更の申立てをすることはできるか

6 借地条件変更の要件

- 【事例23】借地権譲渡があった場合、借地条件変更の要件である「事情の変更」の有無はいつを基準とするのか

7 借地条件変更において裁判所が考慮すべき事項

- 【事例24】借地契約の残存期間が1年足らずで借地期間が延長される場合に、付随処分として財産上の給付額を増額することができるか

- 【事例25】借地期間満了までの残存期間が3年である場合、堅固建物所有目的への変更が認められるか

- 【事例26】借地期間満了までの残存期間が7年程度である場合、堅固建物所有目的への変更は認められるか

- 【事例27】借地上の建物が相当老朽化している場合、堅固建物所有目的への変更是認められるか

- 【事例28】借地条件の変更を認める要件である「事情の変更」において主観的因素は入るか

8 借地条件変更申立てにおける財産上の給付

- 【事例29】借地契約の対象の土地から公道への通行利益を、借地条件変更の裁判における財産的給付にて考慮すべきか

- 【事例30】借地上の給油施設を自転車販売店舗に変更する場合、借主はどのような財産上の給付を貸主に支払わなければならないか

第3章

借地上建物の増改築

第1 Q & A

- Q12 増改築等禁止特約における「増改築等」とは
Q13 増改築等禁止特約違反の効果
Q14 増改築許可の裁判

第2 事例

1 増改築・修繕の意義

- 【事例31】現状維持のため必要な限度で行った修繕は増改築等禁止特約に「増改築等」に該当するか

- 【事例32】建築確認を要しない工事でも増改築等禁止特約に「大修繕」に該当するか。また、借主がどのような増改築を行なうかを伝えずに、増改築等禁止特約に違反して無断で増改築を行なった場合、貸主が借地契約を解除することは信義則上許されるか

3 土地賃借権譲渡・転貸許可の要件

- 【事例43】借地上の建物が遺贈された場合、いつまでに貸主の承諾に代わる裁判所の許可を受ければよいのか

- 【事例44】区分所有法63条4項の売渡請求権を行なった者は、賃借権譲渡許可の申立てを行えるか。また、当該賃借権譲渡許可の申立てに対し、相手方は介入権行使できるか

- 【事例45】借地権付建物を競売で買い受けた者が建物の一部持分を他人に譲渡することはできるか

2 信頼関係破壊の判断基準

- 【事例35】増改築禁止特約に違反して無断で増改築を行なった場合、借地契約を解除することは信義則上許されるか

- 【事例36】増改築等禁止特約に違反して信頼関係を破壊するおそれがあると認められる修繕とはどのようなものか

- 【事例37】増改築等禁止特約に「増改築に該当する場合の解除につき、信義則上許されるか

3 増改築許可の要件

- 【事例38】増改築に係る建物に既に建築基準法違反が存在する場合、増改築の許可を得ることはできないか

4 増改築許可における財産上の給付

- 【事例39】増改築を許可する際の財産上の給付を決定する場合にいかなる事情を考慮するか

5 その他

- 【事例40】増改築等禁止特約違反を理由に処分禁止の仮処分及び訴訟が提起されたが、増改築に該当しないことを理由に訴訟における請求が棄却された場合、原告は、被告の損害を賠償するべきか

第4章

借地上建物の賃貸・譲渡

第1 Q & A

- Q15 借地上の建物の賃貸と賃借権の転貸
Q16 借地上の建物の譲渡と賃借権の譲渡
Q17 法人化と賃借権の譲渡
Q18 土地賃借権譲渡・転貸の承諾に代わる許可
Q19 借地上の建物の担保設定と賃借権譲渡

第2 事例

1 借地の無断転貸と解除

- 【事例41】貸主の承諾とは異なる持分割合で共有とすることにつき、無断転貸を理由として解除が認められるか

2 小規模な法人における支配株主等の変更と賃借権の譲渡

- 【事例42】借地の借主である小規模で閉鎖的な有限会社において経営者と社員が全く変わった場合に、貸主は賃借権の無断譲渡による借地契約の解除が可能か

3 土地賃借権譲渡・転貸許可の要件

- 【事例43】借地上の建物が遺贈された場合、いつまでに貸主の承諾に代わる裁判所の許可を受ければよいのか

- 【事例44】区分所有法63条4項の売渡請求権を行なった者は、賃借権譲渡許可の申立てを行えるか。また、当該賃借権譲渡許可の申立てに対し、相手方は介入権行使できるか

2 建物買取請求権の行使時期

- 【事例45】建物収去土地明渡請求訴訟の事実審の口頭弁論終結後に建物買取請求権行使できるか

新日本法規出版株式会社

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番1号

- 【事例55】貸主が借地契約の更新を拒否して提起した建物収去土地明渡請求訴訟において、立退料の支払と引換に建物収去土地明渡しを命じる判決が言い渡された後でも、建物買取請求権行使できるか

3 建物買取請求権の対象

- 【事例56】土地賃借権の無断譲受人が、賃借権譲渡につき貸主の承諾を得ないまま建物を増築・改築・修繕した場合、建物買取請求権行使できるか

- 【事例57】土地賃借権の無断譲受人が、賃借権譲渡につき貸主の承諾を得ないまま建物を大改造した後、改造工事による増加価格を放棄して譲受当時の価格で建物買取請求権行使した場合、常に認められるか

4 買取価格の算定

- 【事例59】建物買取請求権が行使された場合の買取価格は、どのような基準で算定されるか

- 【事例60】老朽化し耐用年数を超えたため市場価格が認められない建物について、建物買取請求権が認められるか
- 【事例61】建物買取請求権行使により成立した売買契約に民法577条の適用があるか。また、建物に抵当権が設定されている場合の買取価格はどうなるか

5 建物買取請求における危険負担

- 【事例62】建物買取請求権行使後の建物の滅失・損傷の危険は誰が負担するか

- 【事例63】建物買取請求権が訴訟上予備的に行使された場合、建物の滅失・損傷の危険は誰が負担するか

6 権利行使後の敷地占有

- 【事例64】① 建物買取請求権行使までの敷地占有により、賃料相当額の損害が発生するか
② 建物買取請求権行使後の敷地占有は適法か。また賃料相当額の不当利得返還義務を負うか

7 その他

- 【事例65】建物の貸主（土地賃借権の無断譲受人）の建物買取請求権を建物の借主が代位行使できるか

索引

- 内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

(2018.8.5)100291